

決定	昭和59年	9月11日	五日市町告示	第44号
変更	平成5年	6月25日	五日市町告示	第44号
変更	平成9年	4月4日	あきる野市告示	第35号
変更	平成16年	12月9日	あきる野市告示	第107号

秋多都市計画地区計画小峰・留原地区地区計画

名 称		小峰・留原地区地区計画
位 置 ※		あきる野市留原字東、字西、字芹沢及び小峰台各地内
面 積 ※		約18.6ha
地区計画の目標		本地区は、旧五日市町の既成市街地内における工場再配置のため、土地区画整理事業等の実施により新たに整備された小峰工業団地とこれに隣接する住宅地について、適正な土地利用と施設配置により、均衡ある良好な市街地環境の形成を図る。
区域の整備・開発及び	土地利用の方針	本地区の過半を占める丘陵地は、緑の豊かな工業地区として育成し、北側の自然林のある小尾根を隔てた平坦地は、整備された住宅地とし、これらの土地利用と調和のとれた公共・公益施設を計画的かつ合理的に配置する。
	地区施設の整備の方針	本地区内の自然林は、緑地として積極的に保存するほか、運動公園（1箇所）を整備する。また、工業地区には配水池及び調整池を建設し、住宅地区には区画道路を配置し、整備する。
	建築物等の整備の方針	工業地区については、安全かつ合理的な環境を、また、住宅地区についても良好な住宅を形成・維持するため必要な制限・誘導を行う。

地区	地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	備考
				区画道路	※12.0m	約298m	
				区画道路	5.0m	約297m	
整備計画	地区の区分	名称	住宅地区		工業地区		
		面積	約2.3ha		約16.3ha		
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限 ※	住宅、共同住宅、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3で定めるもの、診療所及びこれらの建築物に付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。		精密機器・機械器具の製造、自動車板金・修理、鉄工、製材、建設業その他これらに類するもので、この工業団地の特性を損わないと認められる工場、倉庫及びこれらの建築物に付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。		
		建築物の容積率の最高限度 ※	—————		15 / 10		
		建築物の建ぺい率の最高限度	—————		5 / 10		
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡		500㎡		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.50m以上でなければならない。 ただし、付属建築物はこの限りでない。		建築物の外壁は又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2.0m以上でなければならない。		
垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとする。 ただし、高さ1m以下のコンクリートブロック・石積等はこの限りでない。		生垣又はフェンスとする。				

※ 知事同意事項

「区域、地区施設の配置及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由： 住宅地区を、市内の低層住宅地にふさわしい整備計画とすることに加え、秋川南岸道路の計画に伴い、地区施設の区画道路を変更する。